

象牙の事業者の管理強化

～象牙に係る「特別国際種事業者」の登録制度の創設～

現状と課題

- 現在、象牙のカットピースや製品については、個々の譲渡し等を規制する代わりに、象牙の譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者による、届出が義務付けられている(第33条の2)。
- 未届の事業者や届出事業者による違反事例等が確認されているが、現在の制度では、事業者が法令に違反する行為を行った場合でも、罰則に従って罰金(50万円)を支払う等すれば事業を継続することができる。
- また、2016年9月～10月に開催された第17回ワシントン条約締約国会議では、アフリカゾウ密猟を抑制するため、「密猟や違法取引に貢献する市場の閉鎖」を勧告する決議が採択。国内市場の適正管理を継続するためにも、より厳正な対応が必要。



象牙の全形牙

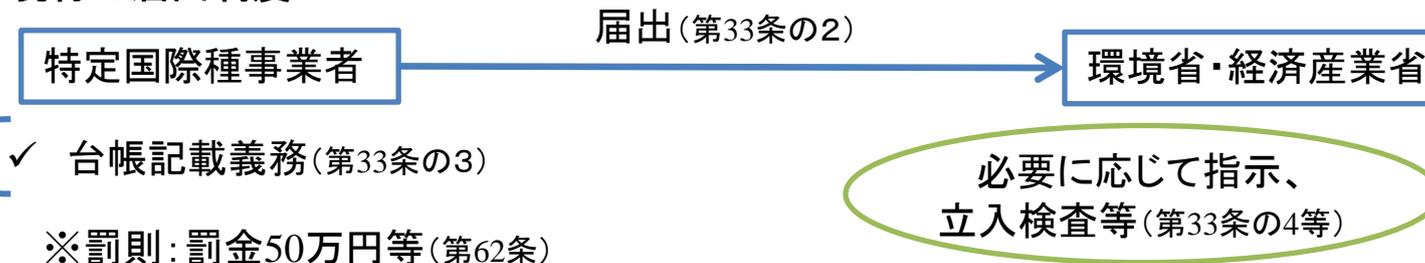


象牙の印章

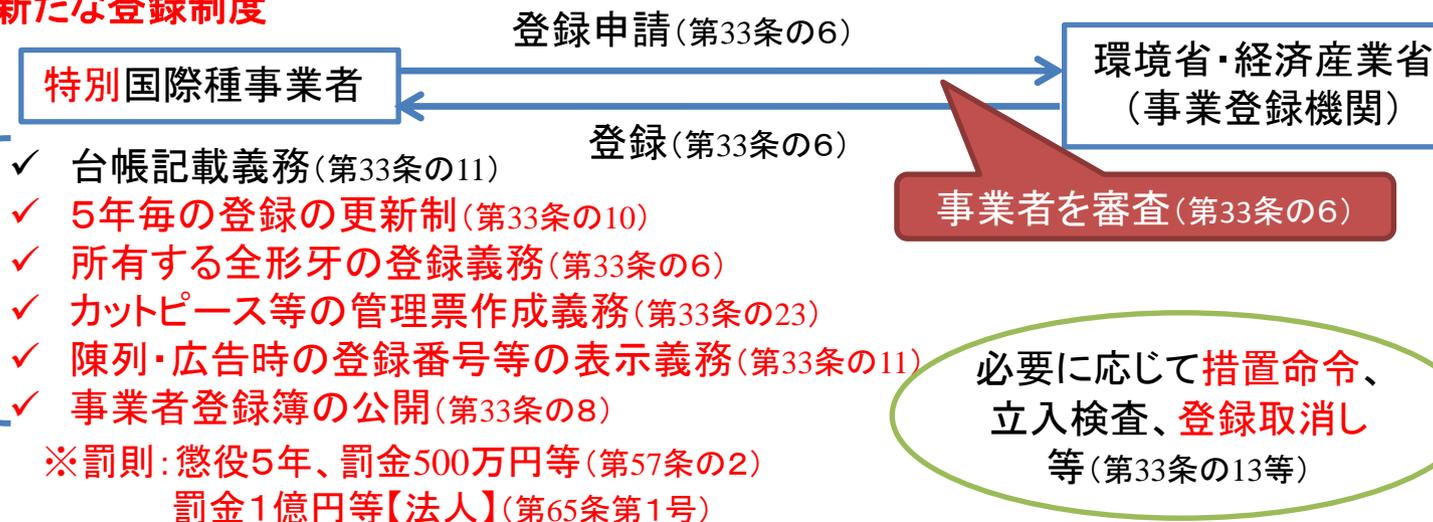
改正内容

象牙のカットピースや製品を扱う事業者の届出制を登録制に

現行の届出制度



新たな登録制度



象牙の国内市場の適正な管理の推進

※ 改正法の施行日は、2018年6月1日の予定